

神戸市西区の皆さま

いつもお世話になり ありがとうございます。
ございます。

石井ひでたけ
です！

石井ひでたけホームページ
<http://www.ishiihidetake.com>



兵庫県議会議員
石井ひでたけ県政報告
vol. 14-9 2006年5月号
まっすぐに ひたむきに
県政へ 全力投球



発行元: 石井ひでたけ事務所



～介護保険制度の見直しが決まりました～



もっと身近に県政を！

ホームページをご覧の皆さま、平素は何かとお世話になり誠にありがとうございます。4月号で報告させていただきましたように今月は改正介護保険制度について簡単に掲載いたしました。私が顧問を務めるNPO法人全国介護者支援協会の発行した介護サービスガイド帳『兵庫県版』にも、前回報告させていただいたところ各方面より関心を寄せられ、その反響の大きさに改めて感謝いたしております。これからも議会活動はもちろんのこと、県民の関心のある身近な話題について積極的に取り組み情報提供してまいります。併せてこのたび、ホームページをリニューアル中です。5月末には皆さまにご覧いただけるよう作業をすすめていますので、是非、アクセスしてください。引き続きのご指導・ご鞭撻をよろしくお願いいたします。

【介護保険制度の基本】(2000年4月施行)

- ◆制度を運営する(保険者)のは市町村、特別区(東京23区)。
- ◆加入は40歳以上、サービスの利用は原則65歳から。寝たきりや認知症(痴呆)などで日常生活動作について常に介護が必要な場合、または日常的に支援が必要な場合にサービスが受けられます(40～64歳は老化に起因する疾病による場合に限る)。
- ◆サービスを利用するときは市町村に要介護認定を申請。
- ◆自己負担(利用者負担)は1割。介護保険は「掛け捨て」保険。

介護保険を使うにはまず申請、次に認定をうけます

- ・住んでいる市町村の担当窓口申請(申請書、介護保険の被保険者証)
- ・調査員が家庭を訪問、心身の状態などを調査。
- ・結果をコンピューター入力、全国一律の基準で第一次決定。
- ・主治医の意見書を添えて介護認定審査会が審査。
- ・市町村長(保険者)が認定。要支援は在宅サービス、要介護1～5は在宅と施設サービスが利用可能。
- ・認定が自立の場合は介護保険のサービスは受けられません。



〔市町村独自の福祉サービス(介護保険以外)を利用できる場合があります〕

- ・認定結果の通知は申請から30日以内、要介護認定の有効期間は新規が6カ月・更新認定は1年が基本。

認定に不服があるときは申し立てができます

現在受けている要介護度に変化があると思われるときは変更申請が出来ます。認定に不服があるときは、都道府県の介護保険審査会に不服申し立てが出来ます。

◆ 何が、なぜ、見直されるのですか？

見直しの柱は「介護予防サービス(新予防給付、地域支援事業)」の創設や、「地域密着型サービス」の導入と「居宅費・食費の自己負担」です。介護保険の利用者が急増、特に「要支援」と「要介護1」が、要介護者の半数を占めるようになり、このままでは制度自体がもたない状況になったことが大きな理由で、増え続ける保険給付を予防重視で抑えるのが見直しの狙いです。いまの6段階の要介護認定区分(要支援、要介護1～5)は、新たに設けられる「要支援1～2」と従来のサービスを受ける「要介護1～5」の7段階に再編されます。従来の「要支援」と「要介護1」の一部は「要支援1～2」になり、「新予防給付」のサービスが受けられます。



◆ このままでは介護保険料の負担が増える？

現在、高齢者(65歳以上)の月額保険料は全国平均で約3,300円ですが、このまま制度改正がなく推移した場合、2012年度には単純計算で約6,000円になると試算されます。軽度者を対象に筋力トレーニングや栄養ケア等を行う「新予防給付」、自立者対象の「地域支援事業」等の介護予防を実施し、要介護者の増が減らせた場合でも、2012年には全国平均が、現行金額の約5割増の4,900円になると予想されています。

～介護サービスにかかわる身近なあれこれ～

◆ 介護予防サービスとはどういうものですか？

介護度の低い人が、栄養指導や筋力トレーニング等を受け、心身機能の維持や改善をめざすなど、「要介護状態にならない」ための、予防面を重視した新しいサービスです。新たな制度で「要支援1～2」と認定された場合は「新予防給付」の、「自立」の場合は「地域支援事業」のサービスが受けられます。「新予防給付」（要支援1～2）では、要介護度が低い人に多い「廃用症候群（生活不活発病）＝使わないことで機能がより衰えること」を防ぐため、例えば、歩く自信がなくなった人が、デイサービス等でマシンを利用して筋力アップする、家事援助サービスでは、本人がヘルパーとともに調理や洗濯などの家事等を行う等など、「心身機能の低下を防ぐ」ことに力点が置かれ、栄養改善指導や口腔ケアも行われる予定です。「地域支援事業」（自立認定）は、もう少し元気な高齢者向けの、介護予防（転倒や認知症予防）の新サービスです。具体的なケアプランは、市町村に設置される「地域包括支援センター」で保健師等が作成することとされますが、地域のケアマネージャーへの委託も可能です。（新予防給付の対象者も必要な家事援助などのサービスは引き続き使えます。）



◆ 施設の入居費用、食費を自己負担？

自宅で暮らす高齢者との不公平感を是正するため、「特別養護老人ホーム」「老人保健施設」「介護療養型医療施設」での食費や、光熱水費や部屋代などの『ホテルコスト』（住居費）を、入居者の負担とします。ショートステイやデイサービスでも同様に自己負担となります。例えば要介護5の標準的な例〔収入が年266万円を超える人（年金収入のみ）が都市部の特別養護老人ホームの相部屋に入所〕の場合、月額1人当たり25,000円程度の負担増になりますが、一方で例えば、80万円以下（年金収入のみ）の人は負担軽減になりました。

◆ 「地域密着型サービス」とはなんですか？

利用者のニーズに応じて24時間365日の安心確保をめざして、(1)小規模多機能型居宅介護、(2)認知症高齢者グループホーム、(3)認知症高齢者専用デイサービス、(4)夜間対応型訪問介護、(5)小規模介護老人福祉施設、(6)小規模介護専用型特定施設等を、「中学校区に1つ」などの規模で、市町村が必要な整備量を定め、事業者を指定します。例えば『小規模多機能型居宅介護』では、地域の民家などを利用し、少人数の高齢者の『つどい』を中心に『泊まり』や『職員の訪問』なども提供し、地域で暮らし続けられる環境づくりを進めます。



● 介護サービスガイド帳「兵庫県版」
お問い合わせは事務所まで

◆ 他には何が変わりますか？

①サービスの質を高めるため介護支援専門員（ケアマネージャー）の資格を更新制とする。②介護サービス事業者には職員体制や料金などサービス情報の公表を義務づける。③新規要介護認定調査は原則市町村のみが実施。④不正請求防止のため市町村、都道府県の権限を強化する。⑤40～64歳の末期ガン患者が新たにサービスを受けられる他、認知症（痴呆症）高齢者に対する総合対策（虐待防止等）も盛り込まれています。新予防給付は3年後に見直しの予定です。また、対象範囲の拡大（保険料負担年齢の引き下げ、サービス受給年齢の引き下げ等々）については、2009年度を目途に「所要の措置」を講じるとされ、今回の実施は見送られました。



*** 県政のご相談は下記までご連絡ください。（最近匿名でのご連絡が事務所に寄せられますが、必ずご氏名・ご連絡先をお知らせください。）** 2006年のじぎく兵庫国体を盛り上げよう！！

プロフィール

石井 秀武（いしい ひでたけ）
昭和41年4月15日生まれ B型 西区学園西町在住
白陵中・高、神戸商科大学卒、サラリーマン生活を経て、
阪神・淡路大震災直後、会社を退社、代議士秘書
平成11年、西区より県議選に出馬するも惜敗
平成15年、二度目の挑戦で県議会初当選
現在 兵庫県議会議員（1期目） 警察常任委員会委員
交通安全対策委員会委員 民主党兵庫県連常任幹事
民主党兵庫県第4区総支部幹事長 兵庫民社常任幹事
兵庫県宅地建物取引業協会会員 明石青年会議所会員
明石市柔道協会理事 兵庫県自転車競技連盟顧問
全国介護者支援協会顧問（兵庫県支部長）
社会福祉法人相談役 他

石井ひでたけ事務所

〒651-2133
神戸市西区枝吉1丁目215番地
E-mail: voice@ishiihidetake.com

TEL / 078-920-2200
FAX / 078-920-2211

後援会会員・サポーター
募集中！！

どんどん
ご意見・ご要望を
お寄せ下さい。

